

# 死亡届出後の各種手続きについて

中城村に住民登録されている方が亡くなられた場合、各課での手続きが必要になる場合があります。手続き内容をご確認のうえ、早めに手続きを行ってください。(すべての手続きが該当するとは限りません) 手続きの詳細・必要書類について、詳しくは担当課・担当機関にお尋ねください。

担当窓口	主な手続き	手続きの内容	手続きに必要なもの
住民生活課 (直通番号 098-895-1737)	世帯主変更の届出	世帯主がお亡くなりになり、残りの世帯員のうち成人が2人以上の場合、世帯主変更の届出が必要です。 ※世帯状況により上記以外でも手続きが必要になる場合があります。	・印鑑（認印可） ・本人確認書類
	各種年金関係 ・未支給年金の請求 ・遺族年金等の請求等	加入・受給していた年金の種類により手続きが異なります。 ※詳しくはお問い合わせください。	個々の状況により必要書類が異なりますので事前にご確認ください。
	相続登記に関すること	法務局において、各種相続手続における戸籍の束の代わりに利用することができる法定相続情報証明書を発行しています。	詳しくは最寄りの法務局にお尋ね下さい。 那覇地方法務局沖縄支局 総務課 098-937-3278
上下水道課 (直通番号 098-895-5280)	使用者の名義変更	水道を契約している使用者がお亡くなりになった場合、名義変更もしくは閉栓の届け出が必要です。	【名義変更の場合】 ・新しい名義人の印鑑（認印可） ※相続登記が済んでいる場合は、登記簿の写しも必要です。 【閉栓する場合】 上下水道課へお問い合わせ下さい。
健康保険課 (国保)  ※75歳未満の方 (直通番号 098-895-2171)	国民健康保険喪失の届出	被保険者がお亡くなりになった場合、国民健康保険資格喪失の届出が必要です。	・印鑑（認印可） ・来庁者の写真付きの身分証明書 ・被保険者証
	国民健康保険世帯主変更の届出	世帯主がお亡くなりになり、世帯員に国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯主変更の手続きが必要です。	・印鑑（認印可） ・来庁者の身分証明書 ・被保険者全員の保険証
	国民健康保険葬祭費の申請	被保険者がお亡くなりになった場合、喪主に対して葬祭費（2万円）が支給されます。	・喪主の名前と告別式の日付がわかる書類（新聞、お礼状、葬儀代の領収書等） ・喪主の通帳（キャッシュカード） ・喪主の印鑑（認印可） ・来庁者の身分証明書
	国民健康保険口座振替先の変更	被保険者の世帯主がお亡くなりになった場合、口座名義人変更の手続きが必要です。	・印鑑（認印可） ・振替先のキャッシュカード
健康保険課 (後期高齢)  ※75歳以上の方 (直通番号 098-895-2171)	資格喪失の届出	被保険者がお亡くなりになった場合、後期高齢者医療の資格喪失の届出が必要です。	・印鑑（認印可） ・被保険者証
	葬祭費の申請	被保険者がお亡くなりになった場合、喪主に対して葬祭費（2万円）が支給されます。	・喪主の名前と告別式の日付がわかる書類（新聞、お礼状、葬儀代の領収書等） ・喪主の通帳（キャッシュカード） ・喪主の印鑑（認印可） ・来庁者の身分証明書
	高額療養費口座変更	高額療養費の振込が見込まれる場合、高額療養費の口座変更の手続きが必要です。	・印鑑（認印可） ・喪主の通帳（キャッシュカード）
総務課 (直通番号 098-895-2131)	交通災害共済の見舞金の請求	沖縄県町村交通災害共済組合の交通災害共済に加入している方が、交通事故によりお亡くなりになった場合に、災害見舞金の請求ができます。 ※加入状況等詳しくはお問い合わせ下さい。	・災害見舞金請求書 ・交通事故証明書 ・死亡診断書又は死体検案書 ・戸籍謄本 ※詳しくはお問い合わせ下さい。
農業委員会 (直通番号 098-895-2164)	相続した農地の届出	地権者がお亡くなりになり、農地を相続すると農業委員会へ届出が必要になります。	・印鑑（認印） ・相続した農地の登記簿謄本（コピー可）
都市建設課 (直通番号 098-895-1736)	保留地名義変更	保留地購入者がお亡くなりになった場合、名義の変更が必要になります。	手続きについては都市建設課まで確認をお願い致します。

担当窓口	主な手続き	手続きの内容	手続きに必要なもの
こども課 (①～⑤直通 098-895-2271  ⑥⑦直通 098-895-2134)	①こども医療費助成資格喪失の届出	助成対象児がお亡くなりになった場合、資格喪失の届出が必要です。	・印鑑（認印可）
	②こども医療費助成被保険者変更の届出	助成対象児の扶養者がお亡くなりになった場合、新しい保険証の交付後に変更の届出が必要です。	・印鑑（認印可） ・助成対象児の新しい保険証
	③こども医療費助成振込先の名義人変更の届出	助成金の振込先の名義人がお亡くなりになった場合、口座名義人変更の届出が必要です。	・印鑑（認印可） ・助成金振込の為の通帳
	④児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当	受給者変更、喪失届等の手続きが必要です。	・印鑑（認印） ・各受給者証 ※その他状況に応じて必要書類が異なります。事前にご連絡下さい。
	⑤母子及び父子家庭等医療費助成事業	受給者変更、喪失届等の手続きが必要です。	・印鑑（認印） ・受給者証 ※その他状況に応じて必要書類が異なります。事前にご連絡下さい。
	⑥認可外保育施設利用料学童保育料の助成を受けている場合	資格喪失・受給者変更等の手続きが必要です。	・印鑑（認印） ・通帳
	⑦保育所・幼稚園等世帯状況変更手続	保育所・幼稚園・認定こども園へ子どもが入園している方。 ※詳しくはお問い合わせください。	
福祉課 (直通番号 098-895-1738)	介護保険	介護保険喪失届出の手続きが必要です。	・介護保険被保険者証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証（持っている方） ※上記の証をお持ちの場合返却となります。
	障害手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳）	手帳返還が必要です。	・印鑑（認印） ・各手帳
	特別障害者手当等	資格喪失の手続きが必要です。	・印鑑（認印） ・受給者証
	重度心身障害者(児)医療費助成	変更届の手続きが必要です。	・印鑑（認印） ・受給者証 ・家族の通帳
	生活保護	受給者死亡の連絡が必要です。その後は中部福祉事務所の指示に従って下さい。	沖縄県中部福祉事務所 生活保護班 098-938-9709 に連絡してください。
税務課 (直通番号 098-895-2133)	相続人代表者の指定届出	固定資産の持ち主がお亡くなりになってから正式な相続人が決まるまでの間、各種書類の仮の送付先となる方の設定が必要です。	・届出書 (相続人全員の捺印必要)
	所有権移転の届出	未登記等の固定資産を相続する場合、相続人を役場へ提出していただく必要があります。	・届出書 ・相続人を証する書面（戸籍謄本等） ・遺産分割協議書 ・相続人全員分の印鑑証明書 ・相続人全員分の住民票抄本
	軽自動車等の登録変更の手続き	お亡くなりになられた方が原付・小型特殊・軽四輪・軽二輪・小型二輪等の名義登録を行なっている場合には、名義変更の手続きが必要です。	車両の種類により手続きの場所や必要書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。
	口座振替の解除申請	口座振替の手続きをされていた方が亡くなった場合は、口座振替の解除が必要です。	申請書
教育総務課 (直通番号 098-895-3276)	就学援助申請関係 (小・中学生の保護者)	就学援助の申込みは随時行っております。 ※詳しくはお問い合わせください。	・印鑑（認印） ・口座が確認できるもの